

用語の解説

※1 森林環境譲与税

地球温暖化の防止、災害防止を図るための森林整備等の安定財源を確保する観点から、国民一人ひとりが等しく負担を分かち合い、森林を支える仕組みとして、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

税額は国民一人年額1,000円で、課税は令和6年度から始まるが、市町村や県への譲与は、森林経営管理法の施行と併せて令和元年度から開始。

譲与税の使途は、市町村は森林の整備や人材の育成・確保、木材の利用の促進等、都道府県では、市町村が実施する森林整備の支援や人材の育成・確保、木材の利用の促進等

※2 やまなし森づくりコミッション

森林ボランティアグループ、環境関係団体、森林・林業関係団体等と山梨県で構成する任意団体で、企業や団体、県民、学校などの森づくり活動に関する様々なサポートを行っている。

※3 山地災害危険地区

山腹崩壊や崩壊土砂の流出等により人家や病院、学校、道路等の公共施設などに直接被害が及ぶおそれのある地区を国や県が示したもので、本県には3,489地区が設定されている。

※4 クライン・ヴァルト

県有林を観光・レクリエーション利用の場として活用することで、都市と山村地域の多様な交流を促進し、地域活性化を図ることを目的に、平成29年度に制度化。

県下に12箇所ある森林文化の森等で、企業・団体の方に、記念植樹や森林レクリエーションを行うことのできるエリアとしてクライン・ヴァルトを設定し、社員の健康づくりやレクリエーションのための森林空間を活用したプログラムとともに提供している。

※5 森林サービス産業

健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を活用して、ビジネスとして利活用することにより、山村地域における新たな雇用と収入機会を生み出し、山村振興・地方創生に貢献することが期待される、新たな取り組みとして林野庁が提唱

※6 コンテナ苗

容器内面に縦筋状の突起を設け、容器の底面を開けるなどによって成長を阻害する根巻きを防止できる容器で育成した苗木。通常用いる裸苗に比べて育苗期間が短く、活着率が良好で、植栽時期の幅が広いなどのメリットがある。

※7 少花粉品種苗木

雄花(おぼな)を全く着けないか、ごくわずかししか着けず、花粉飛散量の多い年でもほとんど花粉を出さない品種の苗木

※8 一貫作業システム

伐採・搬出と連続・並行して地拵え、植栽を実施する作業の仕組み。伐採・搬出に使用した機械を地拵えや苗木運搬に活用し、伐採後、あまり期間を空けることなく植栽をすることにより、地拵えや植栽の省力化、低コスト化が期待できる。

※9 サプライチェーン

原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながり。生産や調達などに柔軟に対応することで、需要の見通しに対応した生産など、適正な生産体制を整えられる。

今回のプランにおいては、木材を供給する川上側の林業(素材生産事業者)と、川中(木材加工事業者)・川下(建築事業者)側の木材関連産業が連携した取り組みを支援することにより、県産木材の供給力向上や流通コストの削減を目指すこととしている。

※10 JAS認定

Japanese Agricultural Standard の略で、日本農林規格のこと。農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく、農・林・水・畜産物及びその加工品の品質保証の規格。

その規格を満たすことを証するマーク(JASマーク)を当該農林水産物などに表示できる制度

※11 Yamanashi ウッド・チェンジ・ネットワーク

県が本年10月、県産木材の更なる利用の促進を図るため立ち上げた。行政や林業・木材産業関係団体、建築設計・建設業者団体に加え、商工関係団体が参画し、民間建築物等の県産木材による木造・木質化に取り組むこととしている。

※12 FSC(FSC森林管理認証制度)

環境に配慮した一定の基準、規格等を満たす森林経営が行われている森林を国際的な非営利団体F S C (Forest Stewardship Council 森林管理協議会) が認証する制度。F S Cは、独自に定めた10の原則及び70の規準に基づき森林認証を行っている。

なお、F S Cの認証林から生産された木材を認証製品として流通・製品化するために必要なF S Cの流通・管理部門の認証として、C o C (Chain of Custody) 認証制度がある。

※13 FSC認証材製品登録制度

F S C森林管理認証を取得した山梨県有林から生産される木材を使用し、C o C認証事業者により生産される山梨県有林F S C認証材製品(以下「認証材製品」という。)の認知度向上や需要拡大を図ることを目的としたC o C認証事業者への支援制度。

県は認証材製品のPR冊子を作成し、認証材製品の認知度向上を図る。また、県が出展する県内外における展示会等における認証材製品の出品、商談機会を設ける等の販売促進活動を通じて需要の拡大を図る。

※14 移動式チップパー

現場において枝条等を粉碎し、チップ化ができる機械であり、移動ができることから、運搬と処理のコストが抑えられる。

※15 森林経営管理制度

平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づく新たな森林経営管理制度。森林の適切な管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、森林所有者の意向により、経営管理を市町村に委託したうえで、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託し、適していない森林については、市町村が自ら管理を行う。

※16 山梨夏っ子きのこ

県森林総合研究所がクロアワビタケの新品種を「山梨夏っ子きのこ」と名付け(H29.8商標登録済み)、県が産地化・販路拡大に向けた取り組みを行っている。

クロアワビタケは、産地が限られていることから希少性が高く、夏場でも収穫できるとともに、アワビのような歯ごたえがあり、くせがなく、様々な料理に活用できる。